

個品割賦販売契約約款

第2版

2008年12月1日

個品割賦販売契約約款

(契約約款の適用及び契約内容)

第1条 KDDI株式会社(以下「当社」といいます。)は、携帯電話機及びその付属品(当社が指定するものに限ります。以下「商品」といいます。)の販売にあたり、この個品割賦販売契約約款(以下「本約款」といいます。)を定め、これにより購入者と商品の割賦販売契約(以下「本契約」といいます。)を締結します。

(本契約の申込みをすることができる条件)

第2条 本契約の申込みは、当社のau通信サービス契約約款(以下「KDDI au約款」といいます。)に定めるau契約者(以下「KDDI au契約者」といいます。)又は沖縄セルラー電話株式会社(以下「OCT」といいます。)のau通信サービス契約約款(以下「OCT au約款」といいます。)に定めるau契約者(以下「OCT au契約者」といいます。)が、商品を当社から購入する場合に限り、行うことができます。

(契約の申込み方法及び承諾等)

第3条 購入者は、本契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した所定の申込書(以下「本申込書」といいます。)を提出していただきます。

(1) 本契約に係る購入者の氏名又は名称

(2) 本申込書記載の携帯電話機を主として接続する購入者のau通信サービス(KDDI au約款又はOCT au約款に定める「au通信サービス」をいいます。以下同じとします。)の契約者回線(以下「指定au回線」といいます。)

(3) その他本契約申込みの内容を特定するために必要な事項

2 前項の場合において、購入者は、当社が本申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。

3 当社は、次の場合には本契約の申込を承諾しないことがあります。

(1) 本契約の申込みをした者が賦払金(各回ごとの商品の代金の支払金額をいいます。以下同じとします。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 本契約の申込みをした者と当社との間で締結している個品割賦販売契約及び割賦購入あっせん契約(当社の個品割賦購入あっせん契約約款に定める「割賦購入あっせん契約」に限ります。)の数が当社が定める基準を超えたとき。

(3) 本契約の申込みをした者が当社又はOCT(以下「当社等」といいます。)と締結しているau通信サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) 当社の業務遂行上支障があるとき。

(5) その他当社が不相当と判断したとき。

(契約の成立時点)

第4条 本契約は、当社が購入者からの本契約の申込みを承諾した旨を、購入者に通知した時をもって成立するものとします。

(商品の引渡し及び所有権の移転)

第5条 商品は、本契約成立後本申込書記載の時期に当社から購入者に引渡されるものとし、商品の現実の引渡しは完了したときに商品の所有権が当社から購入者に移転するものとします。

2 商品の所有権の移転前においては、購入者は、当該商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができないものとします。

(賦払金の支払方法)

第6条 購入者は、賦払金を、本申込書記載の支払期日（以下「支払期日」といいます。）までに、本申込書記載の支払方法により、当社（第15条第1項の規定により債権譲渡を行った場合には、その譲渡先）に支払うものとします。

(債務の履行の継続)

第7条 購入者は、本契約に基づく債務の完済までに、購入者と当社等との指定au回線に係る契約が解除された場合又は指定au回線に係るau通信サービスの利用の一時休止があった場合であっても、その原因の如何に関わらず、本申込書記載の支払方法により当該債務の履行を継続するものとします。

2 当社等は、購入者が指定au回線に係るau通信サービスの利用を一時休止した場合であっても本契約に基づく債務の支払を怠ったときは、当該指定au回線に係る契約を解除することができるものとし、購入者は、当社等に対し、このことについてあらかじめ承諾していただきます。

3 当社等は、前項に定める解除を行うときは、あらかじめ当該購入者にそのことを通知します。

(届出事項の変更)

第8条 購入者は 当社に届け出た氏名・住所・連絡先等の変更をした場合は、速やかに当社に通知するものとします。

2 購入者は、前項の通知がないために、当社（第15条第1項の規定により債権譲渡を行った場合には、その譲渡先を含みます。以下本項において同じとします。）からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となった場合には、通常到達すべき時に到達したものと当社がみなすことに同意いただくものとします。

(契約上の地位の譲渡)

第9条 購入者は、KDD I a u約款又はOCT a u約款の規定により指定au回線に係るauサービス利用権を第三者（以下この条において「譲受人」といいます。）に譲渡する場合、本契約の契約上の地位（賦払金の支払債務に係るものを含みます。）がその譲受人に譲渡されることになることを承諾し、且つそのことを譲受人に説明して承諾させる義務を負うものとします。

ただし、当社等は、次の各号のいずれかの場合には、指定au回線に係るauサービス利用権及び本契約の契約上の地位の譲渡を承諾しないことがあります。

- (1) 譲受人が賦払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 譲受人が当社との間で締結している割賦販売契約の数が当社が定める基準を超えたとき。
- (3) 譲受人が当社等と締結しているau通信サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 法令に違反することとなるとき。
- (5) 当社等の業務遂行上支障があるとき。

(6) その他当社等が不相当と判断したとき。

(期限の利益の喪失)

第10条 購入者が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

(1) 支払期日に賦払金の支払いを遅滞し、当社（第15条第1項の規定により債権譲渡を行った場合には、譲渡先となる者）から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。

(2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。

(3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。

(4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。

(5) その売買契約が購入者にとって商行為（業務提携誘引販売個人契約に係るものを除きます。）となる場合で購入者が賦払金の支払いを1回でも遅滞したとき。

2 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社（第15条第1項の規定により債権譲渡を行った場合には、その譲渡先）の請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

(1) 本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。

(2) 購入者の信用状態が著しく悪化したとき。

(遅延損害金)

第11条 購入者が、賦払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該賦払金に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払があった場合には、この限りではありません。なお、購入者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日以後は、次項の規定を適用するものとします。

2 購入者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、本申込書記載の支払総額から既に支払いのあった全ての賦払金の合計額を控除して得た残金全額に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(費用等の負担)

第12条 購入者は、賦払金の支払いに要する振込手数料を負担するものとします。

(見本・カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等)

第13条 購入者は、見本・カタログ等による申込みにより引渡された商品が見本・カタログ等と相違していることが明らかになった場合、速やかに当社が指定する方法で当社に商品の交換を申し出るか、又は当該売買契約を解除することができるものとします。この場合において、購入者は、売買契約を解除したときは速やかに当社に対しその旨を通知するものとします。

(合意管轄裁判所)

第14条 購入者は、本契約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

(割賦債権の譲渡)

第15条 当社等は、購入者に対する本契約に基づく債権をOCT又はその他第三者に譲渡することがあります。この場合において、購入者は、当該債権の譲渡及び当社等が購入者の個人情報を譲渡先に提供することにあらかじめ同意するものとします。

2 前項の場合において、譲渡先がOCTの場合には、当社は、購入者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略することができるものとします。

附 則

(実施時期)

この約款は、平成20年6月10日から実施します。

附 則

(実施時期)

この改正規定は、平成20年12月1日から実施します。